

医療 DX 推進体制整備について

当ステーションでは令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う医療 DX 推進体制整備について以下のとおり対応を行っております。

- (1) オンライン請求を行っております。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- (3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、訪問看護サービスにおいて、閲覧又は活用できる体制を有しております。
- (4) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有しております。
- (5) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該ステーションの見やすい場所及びウェブサイト等に掲示いたします。